





平成30年第3回箕面市議会定例会議案  
(追加第1号)

報告第26号	平成29年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件	1
報告第27号	専決処分の報告の件(事故に係る損害賠償請求に関する和解)	3
報告第28号	専決処分の承認を求める件(平成30年度箕面市一般会計補正予算(第2号))	7
報告第29号	専決処分の承認を求める件(平成30年度箕面市一般会計補正予算(第3号))	25
第73号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例改正の件	43
第74号議案	箕面市高齢者等介護総合条例改正の件	45
第75号議案	箕面市墓地等の経営の許可等に関する条例改正の件	47
第76号議案	箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例改正の件	49
第77号議案	箕面市営住宅管理条例改正の件	51
第78号議案	箕面市建築基準法施行条例改正の件	53
第79号議案	北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正の件	55
第80号議案	平成30年度箕面市一般会計補正予算(第4号)	59
第81号議案	平成30年度箕面市病院事業会計補正予算(第1号)	77



報告第26号

平成29年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年8月31日提出

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔

別冊のとおり



報告第 27 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の 4 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 8 月 31 日提出

箕面市長 倉田 哲郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成 30 年 6 月 13 日専決）

- (1) 事故発生日時 平成 30 年 2 月 28 日 午前 9 時 35 分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市西宿二丁目 4 番 1 号 稲野第一ハイツ敷地内
- (3) 相手方 箕面市所在の法人
- (4) 事故の状況 本市のごみ収集車（市民部環境整備室 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、ごみ収集のため後退していたところ、同車両の後部ゲート上部がごみ排出場所横の駐輪場の屋根に接触し、破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、550,000 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成 30 年 6 月 13 日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成30年8月7日専決）

- (1) 事故発生日時 平成30年5月11日 午前11時頃
- (2) 事故発生場所 池田市城南三丁目1番18号先路上
- (3) 相手方 池田市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（健康福祉部広域福祉課 ████████ 運転）が、上記日時・場所において、交差点手前で赤信号のため減速した際にブレーキ制動を誤り、前方で停車した相手方の車両に追突し、その後部バンパー等を破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、354,240円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成30年8月7日

3 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成30年8月8日専決）

- (1) 事故発生日時 平成30年6月18日 午前7時58分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市牧落五丁目19番10号 箕面市牧落住宅団地駐車場内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、箕面市牧落住宅団地の屋上に設置された高架水槽のオーバーフロー管が地震の震動により駐車場内に落下し、駐車していた相



手方の自動車に当たり、その右フロントドア等を破損したものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、284,990円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成30年8月14日

#### 4 保育中の園児の転倒事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成30年8月15日専決）

(1) 事故発生日時 平成29年10月3日 午前10時頃

(2) 事故発生場所 箕面市萱野二丁目7番16号 箕面市立かやの幼稚園内

(3) 相手方 箕面市在住の個人（親権者 個人2名）

(4) 事故の状況 上記日時・場所において、運動会の遊戯の練習中に相手方がバランスを崩し、前方に転倒した際、相手方を後ろから抱えていた介助員と一緒に倒れて相手方の上にかぶさり、相手方が右脛骨骨折を負ったものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、534,605円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成30年8月15日



報告第28号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成30年7月13日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年8月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成30年度箕面市一般会計補正予算（第2号）（別紙）

（理由）

大阪府北部を震源とする地震により発生した災害に係る被災者支援等について、平成30年度箕面市一般会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。



平成30年度箕面市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度箕面市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,546千円を追加し、歳入歳出それぞれ58,273,455千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年7月13日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		千円 1,858,525	千円 60,546	千円 1,919,071
	1 基金繰入金	1,760,525	60,546	1,821,071
歳入合計		58,212,909	60,546	58,273,455

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		千円 20,000	千円 28,346	千円 48,346
	1 災 害 応 急 対 策 費	20,000	28,346	48,346
13 諸 支 出 金		933,149	32,200	965,349
	1 諸 費	12,307	32,200	44,507
歳 出 合 計		58,212,909	60,546	58,273,455





平成30年度  
(2018年度)

箕面市一般会計補正予算（第2号）説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,799,000	0	23,799,000
2 地 方 譲 与 税	258,000	0	258,000
3 利 子 割 交 付 金	69,000	0	69,000
4 配 当 割 交 付 金	145,000	0	145,000
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	0	100,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,150,000	0	2,150,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	127,000	0	127,000
9 地 方 特 例 交 付 金	124,000	0	124,000
10 地 方 交 付 税	820,000	0	820,000
11 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,254,134	0	1,254,134
13 使 用 料 及 び 手 数 料	658,450	0	658,450
14 国 庫 支 出 金	14,102,316	0	14,102,316
15 府 支 出 金	5,406,372	0	5,406,372
16 財 産 収 入	155,971	0	155,971
17 寄 附 金	1,001	0	1,001
18 繰 入 金	1,858,525	60,546	1,919,071
19 繰 越 金	1,000	0	1,000
20 諸 収 入	1,404,740	0	1,404,740
21 市 債	5,756,400	0	5,756,400
歳 入 合 計	58,212,909	60,546	58,273,455

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	455,803	0	455,803
2 総 務 費	6,385,929	0	6,385,929
3 民 生 費	20,630,146	0	20,630,146
4 衛 生 費	3,287,921	0	3,287,921
5 労 働 費	63,862	0	63,862
6 農 林 水 産 業 費	125,607	0	125,607
7 商 工 費	159,116	0	159,116
8 土 木 費	15,219,468	0	15,219,468
9 消 防 費	1,590,890	0	1,590,890
10 教 育 費	6,658,135	0	6,658,135
11 災 害 復 旧 費	20,000	28,346	48,346
12 公 債 費	2,624,797	0	2,624,797
13 諸 支 出 金	933,149	32,200	965,349
14 予 備 費	58,086	0	58,086
歳 出 合 計	58,212,909	60,546	58,273,455

補正額の財源内訳

特 定 財 源		一 般 財 源	
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	28,346
0	0	0	0
0	0	0	32,200
0	0	0	0
0	0	0	60,546

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
18	繰入金	千円 1,858,525	千円 60,546	千円 1,919,071
	1 基金繰入金	1,760,525	60,546	1,821,071
	10 財政調整基金繰入金	0	60,546	60,546

節		説明
区分	金額 千円	
1 財政調整基金 繰入金	60,546	1 財政調整基金繰入金 60,546

(款) 18 繰入金  
(項) 1 基金繰入金

3 歳 出

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 災害応急対策費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
11	災 害 復 旧 費	千円 20,000	千円 28,346	千円 48,346	千円 一般財源 28,346
	1 災 害 応 急 対 策 費	20,000	28,346	48,346	一般財源 28,346
	1 災 害 応 急 対 策 費	20,000	28,346	48,346	一般財源 28,346
13	諸 支 出 金	933,149	32,200	965,349	一般財源 32,200
	1 諸 費	12,307	32,200	44,507	一般財源 32,200
	1 災 害 見 舞 金 等 支 給 費	750	32,200	32,950	一般財源 32,200



節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
3 職員手当等	28,346	50 災害応急対策事業【市民安全政策室】	28,346
		3 職員手当等	28,346
		9 時間外及び休日勤務手当	28,346
8 報償費	32,200	51 大阪北部地震被災家屋緊急支援事業【市民安全政策室】	32,200
		8 報償費	32,200
		1 報償金	32,200
		被災家屋修繕支援金	32,200

(款) 13 諸支出金

(項) 1 諸費

# 給 与 費

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(183) 924		3,803,551	3,750,194
補正前	(183) 924		3,803,551	3,721,848
比 較	( )			28,346

職員手当  
の内訳

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
補 正 後	104,080	324,708
補 正 前	104,080	324,708
比 較		

区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後	54,077	1,645,283
補 正 前	54,077	1,645,283
比 較		

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
職 員 手 当	28,346	1	その他の増加分 28,346

# 明 細 書

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
7,553,745	1,425,282	8,979,027	
7,525,399	1,425,282	8,950,681	
28,346		28,346	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千 円)
508,937	79,082	2,981	297,160
508,937	79,082	2,981	268,814
			28,346

退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
731,222	2,664
731,222	2,664

説 明	備 考
	時間外及び休日勤務手当 28,346 千円



報告第 29 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により平成 30 年 8 月 8 日に次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 8 月 31 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成 30 年度箕面市一般会計補正予算（第 3 号）（別紙）

（理由）

大阪府北部を震源とする地震及び平成 30 年 7 月豪雨により発生した災害に係る応急復旧等に伴い、平成 30 年度箕面市一般会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。



平成30年度箕面市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度箕面市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417,799千円を追加し、歳入歳出それぞれ58,691,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月8日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰 入 金		千円 1,919,071	千円 417,799	千円 2,336,870
	1 基金繰入金	1,821,071	417,799	2,238,870
歳 入 合 計		58,273,455	417,799	58,691,254



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		千円 48,346	千円 417,799	千円 466,145
	1 災 害 応 急 対 策 費	48,346	417,799	466,145
歳 出 合 計		58,273,455	417,799	58,691,254



平成30年度  
(2018年度)

箕面市一般会計補正予算（第3号）説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,799,000	0	23,799,000
2 地 方 譲 与 税	258,000	0	258,000
3 利 子 割 交 付 金	69,000	0	69,000
4 配 当 割 交 付 金	145,000	0	145,000
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	0	100,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,150,000	0	2,150,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自動車取得税交付金	127,000	0	127,000
9 地 方 特 例 交 付 金	124,000	0	124,000
10 地 方 交 付 税	820,000	0	820,000
11 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,254,134	0	1,254,134
13 使 用 料 及 び 手 数 料	658,450	0	658,450
14 国 庫 支 出 金	14,102,316	0	14,102,316
15 府 支 出 金	5,406,372	0	5,406,372
16 財 産 収 入	155,971	0	155,971
17 寄 附 金	1,001	0	1,001
18 繰 入 金	1,919,071	417,799	2,336,870
19 繰 越 金	1,000	0	1,000
20 諸 収 入	1,404,740	0	1,404,740
21 市 債	5,756,400	0	5,756,400
歳 入 合 計	58,273,455	417,799	58,691,254

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	455,803	0	455,803
2 総 務 費	6,385,929	0	6,385,929
3 民 生 費	20,630,146	0	20,630,146
4 衛 生 費	3,287,921	0	3,287,921
5 労 働 費	63,862	0	63,862
6 農 林 水 産 業 費	125,607	0	125,607
7 商 工 費	159,116	0	159,116
8 土 木 費	15,219,468	0	15,219,468
9 消 防 費	1,590,890	0	1,590,890
10 教 育 費	6,658,135	0	6,658,135
11 災 害 復 旧 費	48,346	417,799	466,145
12 公 債 費	2,624,797	0	2,624,797
13 諸 支 出 金	965,349	0	965,349
14 予 備 費	58,086	0	58,086
歳 出 合 計	58,273,455	417,799	58,691,254

補正額の財源内訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	417,799
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	417,799

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
18	繰入金	千円 1,919,071	千円 417,799	千円 2,336,870
	1 基金繰入金	1,821,071	417,799	2,238,870
	10 財政調整基金繰入金	60,546	417,799	478,345



節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 財政調整基金 繰入金	417,799	1 財政調整基金繰入金 補正後 478,345,000円－補正前 60,546,000円	417,799

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

3 歳 出

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 災害応急対策費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
11	災 害 復 旧 費	千円 48,346	千円 417,799	千円 466,145	千円 一般財源 417,799
	1 災 害 応 急 対 策 費	48,346	417,799	466,145	一般財源 417,799
	1 災 害 応 急 対 策 費	48,346	417,799	466,145	一般財源 417,799

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
3 職員手当等	23,857	50 災害応急対策事業【市民安全政策室】	417,799
		3 職員手当等	23,857
13 委託料	17,825	9 時間外及び休日勤務手当	23,857
		13 委託料	17,825
15 工事請負費	376,117	1 委託料	17,825
		応急復旧各種委託	17,825
		15 工事請負費	376,117
		1 工事請負費	376,117
		応急復旧工事	376,117

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 災害応急対策費

# 給 与 費

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与														
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)												
補正後	(183) 924		3,803,551	3,774,051												
補正前	(183) 924		3,803,551	3,750,194												
比 較	( )			23,857												
職員手当 の 内 訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>扶 養 手 当 (千円)</th> <th>管 理 職 手 当 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 後</td> <td style="text-align: right;">104,080</td> <td style="text-align: right;">324,708</td> </tr> <tr> <td>補 正 前</td> <td style="text-align: right;">104,080</td> <td style="text-align: right;">324,708</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	補 正 後	104,080	324,708	補 正 前	104,080	324,708	比 較		
	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)													
	補 正 後	104,080	324,708													
	補 正 前	104,080	324,708													
	比 較															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>住 居 手 当 (千円)</th> <th>期 末 勤 勉 手 当 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 後</td> <td style="text-align: right;">54,077</td> <td style="text-align: right;">1,645,283</td> </tr> <tr> <td>補 正 前</td> <td style="text-align: right;">54,077</td> <td style="text-align: right;">1,645,283</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	補 正 後	54,077	1,645,283	補 正 前	54,077	1,645,283	比 較		
	区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)													
	補 正 後	54,077	1,645,283													
	補 正 前	54,077	1,645,283													
	比 較															

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
職 員 手 当	23,857	1	その他の増加分 23,857

# 明 細 書

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
7,577,602	1,425,282	9,002,884	
7,553,745	1,425,282	8,979,027	
23,857		23,857	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)
508,937	79,082	2,981	321,017
508,937	79,082	2,981	297,160
			23,857

退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
731,222	2,664
731,222	2,664

説 明	備 考
	時間外及び休日勤務手当 23,857 千円



第七十三号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例改正の件

箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例

箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七項中「第六条の二第三項に規定する」及び「（次項において「任期付短時間勤務職員」という。）」を削る。

附則第二十八項を次のように改める。

28 前項の規定の適用を受けていた任期付短時間勤務職員で引き続き本市の一般任期付職員となったものの給料月額については、第五条の三又は第六条の二第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる一般任期付職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 任期付短時間勤務職員 次の表の上欄に掲げるその者が従事する職務に応じて同表の下欄に定める額

従事する職務	給料月額
一般事務及び技能的業務の職務	一九八、〇〇〇円
保育士、教諭、司書及び障害児介助の職務	二二二、六四〇円
教育相談及び要介護認定調査の職務	二二〇、四〇〇円

歯科衛生士及び栄養士の職務	二〇八、五六〇円
看護師の職務	一二二一、七六〇円

二 前号以外の一般任期付職員 前号の表の上欄に掲げるその者が従事する職務に応じて同表の下欄に定める額に、勤務時間等に関する条例第二条第一項に規定する勤務時間を三十一時間で除して得た数を乗じて得た額

別表第七備考中「ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

給料月額の特例措置を受けている任期付短時間勤務職員がフルタイム勤務に移行した場合の給料月額を定めるとともに、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の改正に伴い関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第七十四号議案

箕面市高齢者等介護総合条例改正の件

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例

箕面市高齢者等介護総合条例（平成十二年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第六号イ中「第三十八条第四項」を「第二十二條の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第七十五号議案

箕面市墓地等の経営の許可等に関する条例改正の件

箕面市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する

条例

箕面市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成二十四年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「、ホテル」を「、旅館等」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「、旅館（旅館業法第二条第三項に規定する旅館営業を行う施設をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第七十六号議案

箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例改正の件

箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例の一部を改正する

条例

箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和五十八年箕面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、第三項及び第四項に規定する営業」を「に規定する旅館・ホテル営業及び同条第三項に規定する簡易宿所営業」に改め、同条第三号中「、第十五号」を削り、「若しくは」の下に「同条第十五号に規定する」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。



第七十七号議案

箕面市営住宅管理条例改正の件

箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例

箕面市営住宅管理条例（平成九年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項から十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。

（提案理由）

箕面市営借上住宅トーションコーポが箕面の借上期間の満了に伴い、市営住宅の用途を廃止するため、本条例を改正するものである。





第七十八号議案

箕面市建築基準法施行条例改正の件

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

箕面市建築基準法施行条例（平成十二年箕面市条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の八の表中五十六の項を五十八の項とし、四十五の項から五十五の項までを二項ずつ繰り下げ、同表四十四の項中「四十六の項」を「四十八の項」に改め、同項を同表四十六の項とし、同表四十三の項を同表四十五の項とし、同項の前に次のように加える。

四十四	法第八十五条第六項の規定による許可の申請をしようとする者	一六〇、〇〇〇円
-----	------------------------------	----------

第六条の八の表中四十二の項を四十三の項とし、二十六の項から四十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二十五の項中「第六十条の三第一項」を「第六十条の三第一項第三号又は第二項ただし書」に改め、同項を同表二十六の項とし、同表中二十四の項を二十五の項とし、四の項から二十三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三	法第四十三条第二項第一号の規定による認定の申請をしようとする者	二七、〇〇〇円
---	---------------------------------	---------

第六条の八の表備考第二号中「四十三の項から五十の項まで」を「四十五の項から五十二の項まで」に、「四十七の項から四十九の項まで」を「四十九の項から五十一の項まで」に改め、同表備考第三号中「五十二の項」を「五十四の項」に、「五十三の項」を「五十五の項」に改め、同表備考第四号中「五十五の項」を「五十七の項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正に伴い、建築物の敷地の接道義務の適用除外に係る認定及び一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可等に係る手数料を徴収するため、本条例を改正するものである。

第七十九号議案

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正の件

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

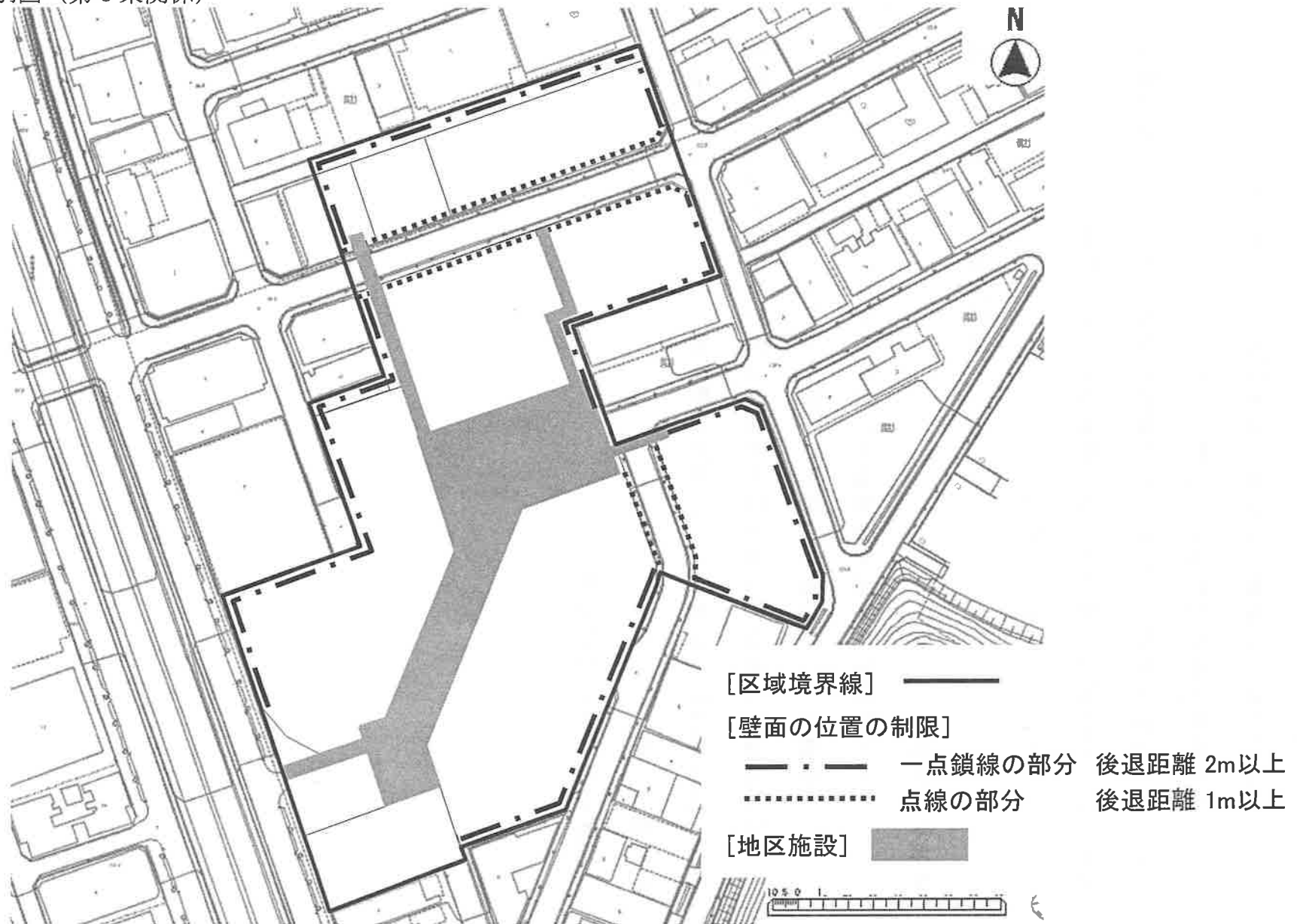
箕面市条例第 号

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成二十九年箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別図を次のように改める。

別図（第6条関係）



## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の変更に伴い、地区施設の配置を追加するため、本条例を改正するものである。



第80号議案

平成30年度箕面市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度箕面市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333,935千円を追加し、歳入歳出それぞれ59,025,189千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例交付金		千円 124,000	千円 14,881	千円 138,881
	1 地方特例交付金	124,000	14,881	138,881
10 地方交付税		820,000	127,893	947,893
	1 地方交付税	820,000	127,893	947,893
14 国庫支出金		14,102,316	3,975	14,106,291
	1 国庫負担金	6,391,516	3,975	6,395,491
15 府支出金		5,406,372	794	5,407,166
	2 府補助金	2,457,217	794	2,458,011
17 寄附金		1,001	11,599	12,600
	1 寄附金	1,001	11,599	12,600
19 繰越金		1,000	174,793	175,793
	1 繰越金	1,000	174,793	175,793
歳入合計		58,691,254	333,935	59,025,189



歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 6,385,929	千円 97,076	千円 6,483,005
	1 総務管理費	5,458,372	97,076	5,555,448
3 民生費		20,630,146	18,586	20,648,732
	1 社会福祉費	4,784,857	11,696	4,796,553
	2 児童福祉費	9,158,297	1,590	9,159,887
	3 生活保護費	2,509,889	5,300	2,515,189
4 衛生費		3,287,921	1,000	3,288,921
	3 市民医療総合施設 対策費	150,000	1,000	151,000
10 教育費		6,658,135	20,825	6,678,960
	1 教育総務費	1,897,618	20,825	1,918,443
13 諸支出金		965,349	196,448	1,161,797
	1 諸費	44,507	186,184	230,691
	2 基金費	380,842	10,264	391,106
歳出合計		58,691,254	333,935	59,025,189



平成30年度  
(2018年度)

箕面市一般会計補正予算（第4号）説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,799,000	0	23,799,000
2 地 方 譲 与 税	258,000	0	258,000
3 利 子 割 交 付 金	69,000	0	69,000
4 配 当 割 交 付 金	145,000	0	145,000
5 株式等譲渡所得割交付金	100,000	0	100,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,150,000	0	2,150,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	127,000	0	127,000
9 地 方 特 例 交 付 金	124,000	14,881	138,881
10 地 方 交 付 税	820,000	127,893	947,893
11 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,254,134	0	1,254,134
13 使 用 料 及 び 手 数 料	658,450	0	658,450
14 国 庫 支 出 金	14,102,316	3,975	14,106,291
15 府 支 出 金	5,406,372	794	5,407,166
16 財 産 収 入	155,971	0	155,971
17 寄 附 金	1,001	11,599	12,600
18 繰 入 金	2,336,870	0	2,336,870
19 繰 越 金	1,000	174,793	175,793
20 諸 収 入	1,404,740	0	1,404,740
21 市 債	5,756,400	0	5,756,400
歳 入 合 計	58,691,254	333,935	59,025,189

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	455,803	0	455,803
2 総 務 費	6,385,929	97,076	6,483,005
3 民 生 費	20,630,146	18,586	20,648,732
4 衛 生 費	3,287,921	1,000	3,288,921
5 労 働 費	63,862	0	63,862
6 農 林 水 産 業 費	125,607	0	125,607
7 商 工 費	159,116	0	159,116
8 土 木 費	15,219,468	0	15,219,468
9 消 防 費	1,590,890	0	1,590,890
10 教 育 費	6,658,135	20,825	6,678,960
11 災 害 復 旧 費	466,145	0	466,145
12 公 債 費	2,624,797	0	2,624,797
13 諸 支 出 金	965,349	196,448	1,161,797
14 予 備 費	58,086	0	58,086
歳 出 合 計	58,691,254	333,935	59,025,189

補正額の財源内訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	97,076
4,769	0	0	13,817
0	0	1,000	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	20,825
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	10,264	186,184
0	0	0	0
4,769	0	11,264	317,902

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
9	地方特例交付金	千円 124,000	千円 14,881	千円 138,881
	1 地方特例交付金	124,000	14,881	138,881
	1 地方特例交付金	124,000	14,881	138,881
10	地方交付税	820,000	127,893	947,893
	1 地方交付税	820,000	127,893	947,893
	1 地方交付税	820,000	127,893	947,893
14	国庫支出金	14,102,316	3,975	14,106,291
	1 国庫負担金	6,391,516	3,975	6,395,491
	1 民生費国庫負担金	6,322,045	3,975	6,326,020
15	府支出金	5,406,372	794	5,407,166
	2 府補助金	2,457,217	794	2,458,011
	2 民生費府補助金	333,091	794	333,885
17	寄附金	1,001	11,599	12,600
	1 寄附金	1,001	11,599	12,600
	1 ふるさと寄附金	1,001	11,599	12,600
19	繰越金	1,000	174,793	175,793
	1 繰越金	1,000	174,793	175,793
	1 前年度繰越金	1,000	174,793	175,793



節		説	明
区 分	金 額 千円		
			千円
1 地方特例 交 付 金	14,881	1 減収補てん特例交付金 補正後 138,881,000円－補正前 124,000,000円	14,881
1 地方交付税	127,893	1 普通交付税 補正後 847,893,000円－補正前 720,000,000円	127,893
3 生活保護費 負 担 金	3,975	1 生活保護費負担金 補正後 1,764,075,000円－補正前 1,760,100,000円	3,975
2 児童福祉費 補 助 金	794	10 子どもの貧困緊急対策事業費補助金 $1,589 \times 1/2 \approx 794$	794
1 ふ る さ と 寄 附 金	11,599	1 ふるさと寄附金 補正後 12,600,000円－補正前 1,001,000円	11,599
1 前年度繰越金	174,793	1 前年度繰越金 補正後 175,793,000円－補正前 1,000,000円	174,793

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目				千円	千円
2	総 務 費	6,385,929	97,076	6,483,005	一般財源	97,076
	1 総 務 管 理 費	5,458,372	97,076	5,555,448	一般財源	97,076
	1 一 般 管 理 費	1,738,208	73,000	1,811,208	一般財源	73,000
	16 防 災 対 策 費	88,632	24,076	112,708	一般財源	24,076
3	民 生 費	20,630,146	18,586	20,648,732	国庫支出金	3,975
					府支出金	794
					一般財源	13,817
	1 社 会 福 祉 費	4,784,857	11,696	4,796,553	一般財源	11,696
	7 老 人 福 祉 費	162,120	5,231	167,351	一般財源	5,231
	8 総 合 保 健 福 祉 セ ン タ ー 費	240,040	6,465	246,505	一般財源	6,465
	2 児 童 福 祉 費	9,158,297	1,590	9,159,887	府支出金	794
					一般財源	796
	1 児 童 福 祉 総 務 費	3,671,696	1,590	3,673,286	府支出金	794
					一般財源	796
	3 生 活 保 護 費	2,509,889	5,300	2,515,189	国庫支出金	3,975
					一般財源	1,325
	2 扶 助 費	2,347,552	5,300	2,352,852	国庫支出金	3,975
					一般財源	1,325

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
23 償還金利息及び割引料	73,000	64 市税過年度還付事務事業【税務課】	73,000
		23 償還金利息及び割引料	73,000
		1 償還金	73,000
		市税過年度還付金	73,000
19 負担金補助及び交付金	24,076	59 急傾斜地崩壊対策工事費負担事業【水防・土砂災害対策推進室】	24,076
		19 負担金補助及び交付金	24,076
		1 負担金	24,076
		急傾斜地崩壊対策事業費	24,076
15 工事請負費	5,231	52 老人デイサービスセンター管理事業（臨時）【高齢福祉室】	5,231
		15 工事請負費	5,231
		1 工事請負費	5,231
		受水槽直圧給水化工事	5,231
13 委託料	1,382	50 総合保健福祉センター等管理事業（臨時）【健康福祉政策室】	6,465
		13 委託料	1,382
15 工事請負費	4,297	1 委託料	1,382
		内線電話移設等委託	1,382
18 備品購入費	786	15 工事請負費	4,297
		1 工事請負費	4,297
		施設改修工事	4,297
		18 備品購入費	786
		1 庁用器具費	786
		管理用	786
13 委託料	767	52 要保護児童対策事業（臨時）【児童相談支援センター】	1,590
		13 委託料	767
18 備品購入費	823	1 委託料	767
		業務端末設定委託	767
		18 備品購入費	823
		1 庁用器具費	823
		業務端末	823
20 扶助費	5,300	1 生活保護事業（扶助費）【生活援護室】	5,300
		20 扶助費	5,300
		2 給付金	5,300
		進学準備給付金	5,300

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(款) 4 衛生費

(項) 3 市民医療総合施設対策費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款 項	目				千円	千円
4	衛 生 費	3,287,921	1,000	3,288,921	寄附金	1,000
	3 市民医療総合施設対策費	150,000	1,000	151,000	寄附金	1,000
	2 病院事業費	30,000	1,000	31,000	寄附金	1,000
10	教 育 費	6,658,135	20,825	6,678,960	一般財源	20,825
	1 教育総務費	1,897,618	20,825	1,918,443	一般財源	20,825
	3 教育指導費	885,736	20,825	906,561	一般財源	20,825
13	諸 支 出 金	965,349	196,448	1,161,797	寄附金	10,264
					一般財源	186,184
	1 諸 費	44,507	186,184	230,691	一般財源	186,184
	2 諸 費	11,557	186,184	197,741	一般財源	186,184
	2 基 金 費	380,842	10,264	391,106	寄附金	10,264
	1 財政調整基金費	2	1,811	1,813	寄附金	1,811

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
19 負担金補助 及び交付金	1,000	50 病院事業会計繰出事業（臨時）【市立病院】 19 負担金補助及び交付金 2 補助金 医療機器等購入補助金	1,000 1,000 1,000
13 委託料	20,825	52 学校事務センター準備事業【学校生活支援課】 13 委託料 1 委託料 徴収金システム導入委託 63 箕面学力・体力・生活状況総合調査実施事業【学校教育室】 13 委託料 1 委託料 総合調査採点委託	20,000 20,000 20,000 825 825 825
23 償還金 利息及び割引料	186,184	51 国庫負担金等返還事業【障害福祉室】 23 償還金利息及び割引料 1 償還金 平成29年度障害者自立支援給付費負担金 返還金他 53 国庫補助金返還事業【地域保健室】 23 償還金利息及び割引料 1 償還金 平成29年度保健事業費国庫補助金返還金 55 国庫負担金等返還事業【生活援護室】 23 償還金利息及び割引料 1 償還金 平成29年度生活保護費国庫負担金返還金 他	11,281 11,281 11,281 11,281 81 81 81 174,822 174,822 174,822
25 積立金	1,811	50 財政調整基金積立事業【財政経営室】 25 積立金 2 財政調整基金積立金	1,811 1,811 1,811

(款) 13 諸支出金

(項) 2 基金費

(款) 13 諸支出金

(項) 2 基金費

科		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項	目				
13	2	5 未来子ども 基金費	千円 1	千円 2,809	千円 2,810	寄附金 2,809
		6 保健福祉総合推進 基金費	1,001	755	1,756	寄附金 755
		8 市立病院医療体制 整備基金費	1	1,214	1,215	寄附金 1,214
		10 北大阪急行 南北線延伸整備 基金費	318,763	870	319,633	寄附金 870
		11 あんしん消防 救急基金費	30,001	500	30,501	寄附金 500
		13 みどり推進 基金費	24,976	2,305	27,281	寄附金 2,305

節		説明	明
区分	金額		
25 積立金	2,809	50 未来子ども基金積立事業【教育政策室】	2,809
		25 積立金	2,809
		18 未来子ども基金積立金	2,809
25 積立金	755	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策室】	755
		25 積立金	755
		13 保健福祉総合推進基金積立金	755
25 積立金	1,214	50 市立病院医療体制整備基金積立事業【市立病院】	1,214
		25 積立金	1,214
		6 市立病院医療体制整備基金積立金	1,214
25 積立金	870	50 北大阪急行南北線延伸整備基金積立事業【鉄道延伸室】	870
		25 積立金	870
		14 北大阪急行南北線延伸整備基金積立金	870
25 積立金	500	50 あんしん消防救急基金積立事業【消防総務室】	500
		25 積立金	500
		20 あんしん消防救急基金積立金	500
25 積立金	2,305	50 みどり推進基金積立事業【公園緑地室】	2,305
		25 積立金	2,305
		22 みどり推進基金積立金	2,305

(款) 13 諸支出金

(項) 2 基金費





第81号議案

平成30年度箕面市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成30年度箕面市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度箕面市病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	260,201千円	1,000千円	261,201千円
第3項 負担金		1,000千円	1,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	355,983千円	1,000千円	356,983千円
第1項 建設改良費	301,712千円	1,000千円	302,712千円

平成30年8月31日提出

箕面市長 倉田哲郎



平成30年度（2018年度）箕面市病院事業会計補正予算（第1号）説明書



平成30年度 箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第1号)

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			千円 260,201	千円 1,000	千円 261,201	
	3 負担金			1,000	1,000	
		1 他会計負担金			1,000	1,000

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			千円 355,983	千円 1,000	千円 356,983	
	1 建設改良費		301,712	1,000	302,712	
		2 固定資産購入費	275,622	1,000	276,622	

平成30年度 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	106,547		106,547
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 301,712	△ 1,000	△ 302,712
一般会計からの繰入金による収入		1,000	1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 312,311		△ 312,311
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	217,029		217,029
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	11,265		11,265
5. 資金期首残高	30,435	61,406	91,841
6. 資金期末残高	41,700	61,406	103,106

平成30年度（2018年度）箕面市病院事業会計補正予算（第1号）参考資料

# 実施計画内訳書

## 資本的收入及び支出

### 収 入

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	節
	千円	千円	千円	
1 資本的收入	260,201	1,000	261,201	
3 負担金		1,000	1,000	
1 他会計負担金		1,000	1,000	
				一般会計負担金

### 支 出

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	節
	千円	千円	千円	
1 資本的支出	355,983	1,000	356,983	
1 建設改良費	301,712	1,000	302,712	
2 固定資産購入費	275,622	1,000	276,622	
				器械備品費



金 額	説 明		
千円			千円
1,000	医療機器整備等負担金	1,000	新規計上

金 額	説 明		
千円			千円
188,943	高額医療機器	188,943	1,000 増

